

町田市急患センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年(2016 年)2 月 25 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市急患センター条例の一部を改正する条例

町田市急患センター条例（平成14年12月町田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 休日・準夜急患こどもクリニック
- (2) 休日応急歯科・障がい者歯科診療所

第3条各号を次のように改める。

- (1) 休日・準夜急患こどもクリニック 小児科
- (2) 休日応急歯科・障がい者歯科診療所 歯科

別表町田市準夜急患こどもクリニックの項を次のように改める。

休日・準夜急患こどもクリニック	(1) 休日応急診療 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで（以下これらを休日という。）	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後4時30分まで
	(2) 準夜応急診療 毎日	午後7時から午後10時まで	午後7時から午後9時30分まで

別表休日歯科・障がい者歯科応急診療所の項中「休日歯科・障がい者歯科応急診療所」を「休日応急歯科・障がい者歯科診療所」に、「日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで」及び「国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで」を「休日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において町田市規則で定める日から施行する。ただし、第2条第2号及び第3条第2号の改正規定並びに別表休日歯科・障がい者歯科応急診療所の項中「休日歯科・障がい者歯科応急診療所」を「休日応急歯科・障がい者歯科診療所」に改める改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

町田市急患センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(施設)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) <u>休日・準夜急患こどもクリニック</u></p> <p>(2) <u>休日応急歯科・障がい者歯科診療所</u> (診療科目)</p> <p>第3条 センターの診療科目は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>休日・準夜急患こどもクリニック</u> 小児科</p> <p>(2) <u>休日応急歯科・障がい者歯科診療所</u> 歯科</p>	<p>(施設)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) <u>町田市準夜急患こどもクリニック</u></p> <p>(2) <u>休日歯科・障がい者歯科応急診療所</u> (診療科目)</p> <p>第3条 センターの診療科目は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>町田市準夜急患こどもクリニック</u> 小児科</p> <p>(2) <u>休日歯科・障がい者歯科応急診療所</u> 歯科</p>

町田市急患センター条例新旧対照表（改正後）

別表（第9条、第10条関係）

名称	診療日	診療時間	受付時間
<u>休日・準夜急患こどもクリニック</u>	(1) <u>休日応急診療</u> <u>日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで（以下これらを休日という。）</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>	<u>午前9時から午後4時30分まで</u>
	(2) <u>準夜応急診療</u> <u>毎日</u>	<u>午後7時から午後10時まで</u>	<u>午後7時から午後9時30分まで</u>
<u>休日応急歯科・障がい者歯科診療所</u>	(1) <u>休日歯科応急診療</u> <u>休日</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>	<u>午前9時から午後4時30分まで</u>
	(2) <u>障がい者歯科応急診療</u> <u>水曜日及び木曜日（その日が休日に当たるときを除く。）</u>		

備考 略

町田市急患センター条例新旧対照表（改正前）

別表（第9条、第10条関係）

名称	診療日	診療時間	受付時間
<u>町田市準夜急患こどもクリニック</u>	毎日	午後7時から午後10時まで	午後7時から午後9時30分まで
<u>休日歯科・障がい者歯科応急診療所</u>	（1）休日歯科応急診療 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後4時30分まで
	（2）障がい者歯科応急診療 水曜日及び木曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までに当たるときを除く。）		

備考 略